

## BGM使用料分配、歌手も

※原文から一部書き直している場合があります。

## 解答・解説

商業施設などで流すBGMの使用料を、作詞・作曲家だけではなく、歌手・演奏者にも分配するための新たな権利「レコード演奏・伝達権<sup>\*</sup>」を導入する見通しとなった。文化庁が、文化審議会の小委員会で著作権法改正のための素案を提示した。

現在、商業施設がBGMを流す際、使用料は、日本音楽著作権協会（JASRAC）などの著作権管理団体が徴収し、作詞・作曲家などの著作権者に分配しているが、歌手や演奏者には入らない。レコード演奏・伝達権が日本では著作権法に規定されていないためだ。法改正により制度を導入すれば、歌手らにも使用料が分配されることになる。

素案では、徴収・分配をおこなう団体は文化庁長官が指定するとしており、指定団体には、日本レコード協会と日本芸能実演家団体協議会の名が挙がっている。

日本レコード協会などの調査によると、全国の全業種の約3割、宿泊業・飲食サービス業の約5割で、BGMにレコード音源が利用されており、徴収される側からは負担増への懸念の声も出ている。全国生活衛生同業組合中央会の担当者は、制度導入について「承服しかねる」と反対の意向を示した。

政府はコンテンツ産業を「基幹産業」と位置づける。国家間の相互主義の原則により、国内の制度を整備すれば、海外でのBGM使用料も日本の権利者に入る。近年、日本のアーティストの楽曲が、インターネットのストリーミングなどを通じて海外でも聴かれるようになっていくことから、文化庁は新たな収益源になると見込んで、制度を整備するという。

問題

1 図中の□にあてはまる言葉を答えなさい。

著作権

問題

2 図中の下線部について、新たな権利が導入されると追加されるのはどのようなことですか。図を参考にして、簡単に説明しなさい。

(例) BGM使用料を飲食店などから日本レコード協会などが徴収して、歌手・演奏者らに分配すること。

問題

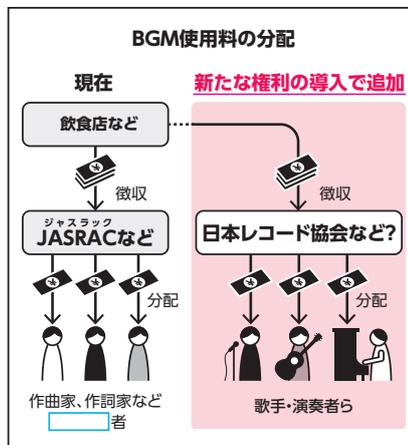
3 政府がレコード演奏・伝達権を導入して国内の制度を整備しようとしているのは、制度を整備するとどうなるからですか。「権利者」という言葉を使って、簡単に説明しなさい。

(例) 国家間の相互主義の原則により、海外でのBGM使用料も日本の権利者に入るようになるから。

プラス  
アルファ

歌手や演奏家の権利を認め、金銭を支払う制度を導入している海外の事例をみると、カフェなどの飲食店の年間使用料は、イギリスでは、音楽の聴取可能な面積が400平方メートル以下で195.4ポンド(約3万9000円)、ドイツでは営業面積100平方メートル以下で47.44ユーロ(約8200円)、韓国では営業面積50平方メートル未満は徴収せず、50～100平方メートル未満は2万4000ウォン(約2500円)で、いずれの国も店の面積に応じて増える形となっている。文化庁担当者は、「アーティストの権利保障のためには重要な制度。金額に関しては、諸外国の例も参考にした上で、音楽業界と飲食などの商業施設の業界の双方の方々、納得できる額に落ち着く必要がある」と話す。

BGM使用料の分配



## 言葉の解説

\*レコード演奏・伝達権…文化庁によると、世界ですでに140カ国以上が導入している。OECD(経済協力開発機構)加盟38カ国中、導入していないのは、日本とアメリカだけだという。

飲食や理・美容、旅館など16業種の生活衛生同業組合連合会を会員とする組織。

本文第2段落に注目。著作権者は、著作物を独占的に利用できる著作権を持つ人のこと。JASRACによる飲食店からの徴収の場合、店舗面積が500平方メートル以下の小規模な店舗であれば、年間6000円の使用料で自由に流せるようになる。徴収したお金は、使用回数などに応じて、作詞・作曲家らに分配される。

図中の矢印の動きに注目。新たな権利は「レコード演奏・伝達権」のこと。本来は、1961年に作られた「実演家等保護条約(ローマ条約)」によって、演奏者などの権利も、レコード製作者とともに保護されている。日本はローマ条約には89年に加入したが、使用者が演奏者らに報酬を支払う、という規定については留保した状態が続いている。

本文第5段落に注目。相互主義は、他国が自国に与える待遇と同等の待遇を、他国に与えるという考え方。日本国内で制度を整えない限り、歌手や演奏者らに対価が支払われる国で日本の音楽が使われた場合も、日本の演奏者らには、使用料が入ってこない。

朝日新聞 時事ワークシート  
図表の読み解き

# BGM使用料分配、歌手も

※原文から一部書き直している場合があります。

解答・解説

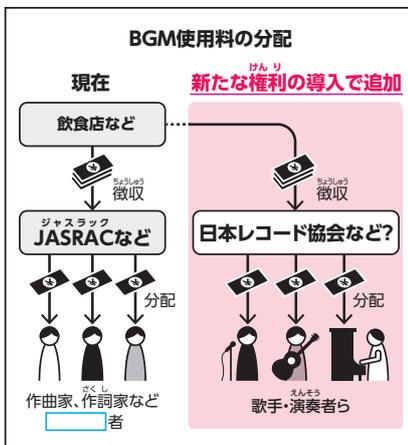
商業施設などで流すBGMの使用料を、作詞・作曲家だけでなく、歌手・演奏者にも分配するための新たな権利「レコード演奏・伝達権」を導入する見通しとなった。文化庁が、文化審議会の小委員会で著作権法改正のための素案を提示した。

現在、商業施設がBGMを流す際、使用料は、日本音楽著作権協会(JASRAC)などの著作権管理団体が徴収し、作詞・作曲家などの著作権者に分配しているが、歌手や演奏者には入らない。レコード演奏・伝達権が日本では著作権法に規定されていないためだ。法改正により制度を導入すれば、歌手らにも使用料が分配されることになる。

素案では、徴収・分配をおこなう団体は文化庁長官が指定するとしており、指定団体には、日本レコード協会と日本芸能実演家団体協議会の名が挙がっている。

日本レコード協会などの調査によると、全国の全業種の約3割、宿泊業・飲食サービス業の約5割で、BGMにレコード音源が利用されており、徴収される側からは負担増への懸念の声も出ている。全国生活衛生同業組合中央会の担当者は、制度導入について「承服しかねる」と反対の意向を示した。

政府はコンテンツ産業を「基幹産業」と位置づける。国家間の相互主義の原則により、国内の制度を整備すれば、海外でのBGM使用料も日本の権利者に入る。近年、日本のアーティストの楽曲が、インターネットのストリーミングなどを通じて海外でも聴かれるようになっていくことから、文化庁は新たな収益源になると見込んで、制度を整備するという。



**言葉の解説**  
\*レコード演奏・伝達権…文化庁によると、世界ですでに140カ国以上が導入している。OECD(経済協力開発機構)加盟38カ国中、導入していないのは、日本とアメリカだけだという。

飲食や理・美容、旅館など16業種の生活衛生同業組合連合会を会員とする組織。

本文第2段落に注目。著作権者は、著作物を独占的に利用できる著作権を持つ人のこと。JASRACによる飲食店からの徴収の場合、店舗面積が500平方メートル以下の小規模な店舗であれば、年間6000円の使用料で自由に流せるようになる。徴収したお金は、使用回数などに応じて、作詞・作曲家らに分配される。

図中の矢印の動きに注目。新たな権利は「レコード演奏・伝達権」のこと。本来は、1961年に作られた「実演家等保護条約(ローマ条約)」によって、演奏者などの権利も、レコード製作者とともに保護されている。日本はローマ条約には89年に加入したが、使用者が演奏者らに報酬を支払う、という規定については留保した状態が続いている。

本文第5段落に注目。相互主義は、他国が自国に与える待遇と同等の待遇を、他国に与えるという考え方。日本国内で制度を整えない限り、歌手や演奏者らに対価が支払われる国で日本の音楽が使われた場合も、日本の演奏者らには、使用料が入ってこない。

問題 1 図中の [ ] にあてはまる言葉を答えなさい。

( 著作権 )

問題 2 図中の下線部について、新たな権利が導入されると追加されるのはどのようなことですか。図を参考にして、簡単に説明しなさい。

( (例) BGM使用料を飲食店などから日本レコード協会などが徴収して、歌手・演奏者らに分配すること。 )

問題 3 政府がレコード演奏・伝達権を導入して国内の制度を整備しようとしているのは、制度を整備するとどうなるからですか。「権利者」という言葉を使って、簡単に説明しなさい。

( (例) 国家間の相互主義の原則により、海外でのBGM使用料も日本の権利者に入るようになるから。 )

**プラスアルファ** 歌手や演奏家の権利を認め、金銭を支払う制度を導入している海外の事例をみると、カフェなどの飲食店の年間使用料は、イギリスでは、音楽の聴取可能な面積が400平方メートル以下で195.4ポンド(約3万9000円)、ドイツでは営業面積100平方メートル以下で47.44ユーロ(約8200円)、韓国では営業面積50平方メートル未満は徴収せず、50~100平方メートル未満は2万4000ウォン(約2500円)で、いずれの国も店の面積に応じて増える形となっている。文化庁担当者は、「アーティストの権利保障のためには重要な制度。金額に関しては、諸外国の例も参考にした上で、音楽業界と飲食などの商業施設の業界の双方の方々、納得できる額に落ち着く必要がある」と話す。